

国に対する要望

令和6年7月

仙 台 市

仙台市政の推進につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本市では、次世代放射光施設ナノテラスを核としたリサーチコンプレックスの形成やスタートアップ・エコシステムの形成によるイノベーションと雇用の創出を促進しているほか、脱炭素先行地域として、まちの脱炭素化を推進するなど、グローバルな視座に立ったまちづくりに取り組んでおります。

東日本大震災から13年が経過し、この間、国においては、数次の予算措置や関連法の制定など、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。本市においては、昨年5月に、国連本部で仙台防災枠組中間評価の発表の機会をいただくなど、震災の経験や教訓をもとに進めてきた防災環境都市づくりが国際的にも高く評価されたところです。今後もこうした知見を活かしながら、令和6年能登半島地震により被災された地域の皆様を積極的に支えるとともに、「よりよい復興」に向けて歩みを進める本市の東部沿岸地域における新たな魅力や投資・雇用の創出、災害文化の創造・発信などに全力を注いでまいります。

今般の急激なエネルギー価格の高騰により、市民生活や事業活動が厳しい状況に置かれており、臨時交付金も最大限活用しながら支援してまいりましたが、物価高騰が長引く状況にあり、今後も継続的な支援が必要な状況です。

また、全国的な人口減少や少子高齢化は確実に進行し、とりわけ東北におきましては深刻な状況となっております。子育て支援や教育環境の充実など、未来を担う子どもたちを取り巻く環境づくりを進めるほか、オンライン診療や自動運転バスなど最先端技術の取組みなどを通じて、東北の中核都市として東北を牽引する役割を果たしてまいり所存ですが、本市の努力だけでは解決できない課題も数多くあり、国によるなお一層の強力な支援が必要でございます。

このような状況から取りまとめました本要望事項につき、何卒、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和6年7月

仙台市長 郡 和子

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

- 1 公共施設やサービスの持続的な提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
(総務省、文部科学省、国土交通省)

- 2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進・・・・・・・・ 35
(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

I 地域経済の力強い成長に向けた支援

1 仙台・東北の持続的な経済成長

(内閣府、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

要望項目

1. NanoTerasu の運用安定化・機能拡充・利用促進により成果創出の促進を図ること
2. スタートアップ・エコシステムの形成・発展に向け、スタートアップ・エコシステム拠点都市における財政措置の拡充や人材育成の取組みへの新たな財政支援を行うこと
3. 国家戦略特別区域法に基づくスーパーシティへの次期指定や、規制改革の推進に必要な措置を講じること。また、規制改革実現のための各省庁との円滑な調整を可能とすること
4. 自動運転による物流ネットワークの実現に向けた環境整備を行うこと
5. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行う有効な動機づけとなるよう、制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする
6. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う改修等に対する財政措置を講じること
7. 中央卸売市場再整備の補助について十分な財政措置を行うとともに、集出荷を担うトラックドライバー等の労働環境改善を図るための施設整備及び場内事業者の負担軽減等につながる必要な財政措置を講ずること

- 2024年4月より稼働を開始した NanoTerasu (以下「ナノテラス」という。)は、最先端のものづくり企業の進出・集積や雇用創出が見込まれ、東日本大震災からの創造的産業復興と本市のみならず東北全体の経済成長に貢献するものと期待されている。ナノテラスの立地を契機としたリサーチコンプレックスの加速的形成に向け、ナノテラス運用の安定化や機能拡充、利用促進に必要な経費を財政措置されることが重要である。
- 本市は2020年7月にスタートアップ・エコシステム拠点都市に選定され、産学官金が連携し、スタートアップ支援環境の充実を目指している。また、2023年度より、東北にゆかりのある若者を対象に、世界最先端のアントレプレナーシップ教育の提供や米国のスタートアップ先進地での実地研修などの取組みを開始した。東北のスタートアップ・エコシステムの発展に向け、こうした人材の育成やスタートアップの海外展開支援を、交付金等を活用しつつ進めているが、スタートアップ・エコシステム拠点都市として更なる成長を図るためには、国の財政措置の拡充が求められる。特に、地方独自の人材育成の取組みへの新たな財政支援が必要である。

- 本市は、2015年度の国家戦略特別区域への指定以降、これまで19メニュー23事業での規制緩和を実現してきた。また、東北大学とともに、スーパーシティへの指定を目指す構想を取りまとめたほか、「仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会」の枠組みを活用した産学官連携の取組みを推進している。引き続き、東北大学や民間事業者との連携を一層深め、先端的サービスの創出とそれに伴う規制改革の取組みを加速化するため、適切な支援措置を求める。
- 本市では、高速道路（仙台南部道路）インターチェンジ周辺で予定されている土地区画整理事業地内に、インターチェンジに直結し、自動運転トラックの受け入れを可能とする基幹物流施設の実現を目指す構想があり、2024年6月に、本市、土地区画整理組合設立準備委員会、物流施設開発事業者との間で、構想実現に向けた覚書を締結した。当該物流施設は、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に定義された「モビリティ・ハブ」に該当するものとして、東北地方における自動運転による物流ネットワークの構築に寄与するものと考えているが、その実現に向けては当該物流施設の整備にかかる支援措置や、接続する高速道路についてハード・ソフト・ルールの面から自動運転を支援する運行環境の整備が必要である。
- 地方拠点強化税制については、既存建物等の賃借がオフィス減税の対象ではないことや雇用要件等が障壁となり、指定都市における認定実績が少ない状況にある。大規模自然災害の発生等のリスク分散の観点からも東京一極集中の是正を行うことは有効であり、メリットの拡充等が求められる。
- 仙台駅から周辺にまたがる中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まるなど、長年「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担っている。近年、大型店の郊外出店やインターネット通販の拡大、物価高騰等の影響により、商店街を取り巻く環境は厳しく、また、全国展開のチェーン店の進出による組織力の低下も懸念されている。そうした中、老朽化したアーケード等の改修等が進まなければ、商店街の賑わい低下にもつながりかねず、本市経済に大きな影響を及ぼすことが危惧される。
- 本市の中央卸売市場は築後50年が経過し老朽化が進み、東日本大震災等による施設設備の損傷等も著しいことから、再整備計画を進めている。中央卸売市場は市民等へ安全安心な生鮮食料品を安定供給していく重要な役割を担っており、コールドチェーンの対応など場内温度を一定に保てる施設の整備等のもとより、2024年問題など物流の変化への対応のため、集出荷を担うトラックドライバー等の労働環境改善に資する施設や再整備後も引き続き安定的に食品を供給できるよう、再整備に伴う場内事業者の負担軽減につながる十分な財政措置が必要である。

2 交流人口の拡大と都市の国際化に向けた支援

(復興庁、法務省、国土交通省)

要望項目

1. 地方自治体や民間事業者等の取組みを支援し、仙台・東北への誘客促進を後押しすること。また、東日本大震災からの復興に向けて歩む地方自治体の取組みに対して継続的に支援すること
2. 東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について財政措置を講じること
3. 東北のゲートウェイとなる仙台空港の国際線の全面的な再開と更なる拡充に向けて、空港スタッフの安定的な確保と育成も含め強力な支援策を講じること
4. 国際会議等の仙台・東北での開催について、特段の配慮を行うこと
5. 広域道路ネットワークである国道4号バイパス等の整備促進や本市の幹線道路整備に対する確実な財源措置を講じること。また、国道48号仙台西道路を早期に重要物流道路に指定し、機能強化の上、特殊車両の通行規制の解除を図るほか、国道48号の事前通行規制区間解除に向けた対策を図ること
6. 本市への外国人転入者の増加を見据え、各種手続きの円滑化を図るため、上陸許可時に在留カードを交付する空港に仙台空港を追加すること

- 本市は2023年度を「観光再生元年」と位置づけ、交流人口の回復・拡大に注力しており、G7仙台科学技術大臣会合や全国都市緑化仙台フェアなどの好機を活かし、国内外に情報発信してきた。一方、ポストコロナにおいて、わが国の観光需要は急速に回復しているが、仙台・東北の2023年宿泊者数は、コロナ前の水準に達していない。仙台・東北の交流人口の早期回復・拡大に向け、ハード・ソフト両面での観光の魅力向上に向けた取組みを強化していくことが重要であり、国からの継続的な財政支援が必要である。
- 仙台市東部地域は、東日本大震災以降、防災集団移転跡地に新たな集客施設の立地が進むなど、復興まちづくりの取組みが進んでおり、2023年度は、国のブルーリズム推進支援補助金を活用し、ループバスの運行実証や、そのプロモーションを行った。今後も過年度の実績を踏まえてさらに発展的な取組みを実施し、東日本大震災からの賑わいの復興を実現するために、地方自治体の沿岸部の賑わい創出に向けた取組みへの国による継続的な財政支援が重要である。
- 仙台・東北へのインバウンド誘客促進を図るため、自主財源及び地方創生推進交付金を活用した財源確保に努めてきたが、2023年の東北における外国人宿泊者数は全国のおよそ1.5%に留まっており、更なるインバウンド施策に向けては、国の

財政支援が必要である。

- 仙台空港は、東北のゲートウェイとして利用者数が順調に増加していたが、感染症の影響により発着便数等が大幅に減少し、特に国際線は全便が運休となった。2023年1月以降にタイ・バンコク線と台湾線の一部を除く路線が順次再開し、その後も国際線の早期回復・拡充に向けて取り組んでいるが、流出したグランドハンドリングや保安検査員等の人材不足が課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症収束後、本市のMICE開催件数は回復傾向にあるもののオンラインと併用したハイブリッド開催が浸透した結果、2023年の現地での参加者数は2019年の約半数に留まっている。本市において国際会議等が継続的に開催されることが、東北地方全体の交流人口拡大と地域経済回復につながることから、引き続き国の強力な支援が不可欠である。
- 物流の重要性や国土強靱化の必要性など新たな社会・経済の要請に对应していくため、宮城県と共同で宮城県新広域道路交通ビジョン及び計画を2021年6月に策定し、広域的な道路ネットワークの更なる強化を進めることとしている。この計画に基づき、国道4号バイパスの若林4丁目交差点から卸町交差点間等の渋滞の著しい箇所について、早急に整備方針を策定し事業着手するとともに、事業中の国道4号バイパス「仙台拡幅」の早期完成に取り組むことが重要である。
- また、広域的な連携・交流・物流を支える道路ネットワークの更なる強化に向けて、本市が進めている都市計画道路等の幹線道路を着実に整備するため、補助金及び社会資本整備総合交付金などによる確実かつ重点的な財源措置が必要である。
- さらに、国道48号の平常時及び災害時を問わない安定的な物流確保のため、仙台西道路を重要物流道路に指定した上で、仲ノ瀬橋の補強などの機能強化を行い、特殊車両の通行規制の解除を図るほか、事前通行規制区間解除に向けた対策等の機能強化が必要である。
- JSMC ホールディングスの宮城県への半導体工場進出や東北大学の国際卓越研究大学認定候補選定に伴う外国人の研究者・留学生比率の増加を目指す取組みなど、今後、多くの外国人技術者や留学生が県内へ転入してくることが見込まれている。
- 外国人の入国に当たり、中長期滞在者(3か月以上)が必要とする在留カードは、国内主要空港着の方には空港で即日発行されるが、仙台空港は対象外であり、住民登録後に地方出入国在留管理官署から自宅に郵送されるまで10日程度を要する。これにより、証明書類に在留カードが必要な銀行口座の作成等に時間を要し、公共料金や給料など各種手続きが進まず生活に支障が出ることが想定される。仙台空港を利用する方の増加が見込まれる中、転入者目線の利便性の向上が必要である。

Ⅱ デジタル社会の実現に向けた支援

1 まちのデジタル化に向けた支援

(内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

要望項目

1. データ連携基盤の維持・拡充に係る所要の財政措置を行うこと
2. デジタルに不慣れな方を支援するとともに、国や自治体のデジタル化施策の普及啓発にも資するため、国のデジタル活用支援推進事業等においては、地域の実情や市民ニーズに応じた柔軟な活用を可能とすること。また、デジタルに不慣れな方を支援する新たな担い手となる高齢者のデジタルスキルの育成プログラムを整備し、デジタルスキルの認定制度を導入すること
3. 児童生徒に対する ICT 教育の推進に要する経費に関する十分な財政措置を行うこと。特に、1人1台端末の更新にあたっては、高等学校段階も含めて自治体負担が生じることのないよう財政措置を行うこと
4. 将来的な医師不足等を見据え、地域の実態に合ったオンライン診療が効率的に実施できるよう、環境整備に努めること
5. ブロックチェーン技術を基盤とする NFT（非代替性トークン）や DAO（自律分散型組織）の利用等の Web3.0 関連ビジネスの加速化を図るため、速やかに税制や法制度を含めた事業環境の整備を進めること
6. 自動運転の早期実装に向けて、道路使用許可等の自動運転に係る行政手続きの簡略化や、関係者調整等の効率化を引き続き進めるとともに、十分な財政支援により運行主体の負担軽減を行うこと

- スーパーシティ構想やスマートシティの加速的推進に向け、本市ではデータ連携基盤を導入しており、市内の複数の実施主体で活用することとしている。
- データ連携基盤は自治体だけでなく、民間事業者も活用して公共的サービスを提供する基盤であるが、国のデータ連携基盤に関する支援措置が各都道府県で1つに限るとの方針を踏まえ、本市では、今後他の自治体との共同利用も見込んでいる。このことから、データ連携基盤の安定的な維持管理や機能拡充のための所要の財源確保が大きな課題となっている。
- 本市は民間事業者と連携してデジタル活用支援推進事業「地域連携型」（情報通信利用促進支援事業費補助金）を活用したスマートフォン講習会等を開催してきたが、2024年度より携帯ショップがある自治体として「地域連携型」の補助対象から外れることとなった。

- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、身近な場所でスマートフォン教室の実施に取り組むこと、デジタルに関する困り事全般を相談できる体制の充実を促していることから、国による継続した支援が不可欠である。さらに、講習ニーズの高いキャッシュレス決済など、生活に密着したアプリケーション等も補助対象とすることが求められる。
- 日常生活において、デジタル技術を活用したサービスが浸透する中、高齢者などデジタルに不慣れな市民への支援が重要である。本市では、東北大学等と連携し、高齢者対象のデジタルスキルラーニング・エコシステムの構築に向けた取組みを進めている。労働力人口の減少が見込まれる中、高齢者の意欲と能力に応じた活躍機会創出のため、国によるデジタルスキルの育成・認定プログラムが必要である。
- 1人1台端末を活用した教育の推進に向けては、デジタル教科書や各種授業支援ソフトウェアの導入、ICT支援員の配置といった自治体負担が生じている。また、国が積極的な活用を示しているオンライン学習は、児童生徒の継続的な学びの機会の確保のために有効な手段の一つとなり得るが、公平な教育機会の確保のため、ICT通信環境が整っていない家庭への通信端末貸与による支援を行うなど、1人1台端末の運用に係る自治体の負担は大きいことから、国において十分な財政措置を講じる必要がある。特に、1人1台端末の更新にあたっては、2023年度補正予算において補助制度が創設されたところであるが、自治体財政に与える影響がなお大きく、高等学校に関しては未だ補助制度が無いことから、更なる支援が必要である。
- 本市は、2020年度よりオンライン診療の実証実験を実施し、2023年度に診療カーを用いたオンライン診療のサービスを開始した。へき地以外においても医師非常駐のオンライン診療所の開設が認められたことを受け、2024年度からは市内の公共施設等での診療を含め、更なる活用を推進していきたいと考えているが、2024年度診療報酬の改定においては、へき地におけるオンライン診療のみ、看護師等遠隔診療補助加算が新たに認められている。診療カーによるオンライン診療は、へき地以外の地域においても、高齢化や将来の医師不足への有効な対応策であることから、当該加算の対象エリアの拡充が必要である。
- 本市では、2022年度から、Web3.0関連ビジネスに取り組む事業者への支援やWeb3.0関連ビジネスにおけるボトルネック解消に向けた規制改革提案を行ってきた。2023年度には、内閣府の調査事業採択を受けて、ブロックチェーン技術を活用したWeb3.0型デジタルスタンプラリーを実施し、持続可能な商店街の活性化・回遊性向上に資する新たな施策の実証を行うなど、当該分野に係る機運は着実に上昇している。国においても動きが活発化している当該分野においては、DAOがトーク

ンを発行する際にトークンの性質によっては金融商品取引業の登録や有価証券届出書の提出が必要となるなど、革新的なビジネスの阻害要因となり得る課題が多く存在しており、税制面や法制面等での速やかな事業環境整備が求められている。

- 2024年2月に、自動運転技術を搭載したEVバス車両を手動で運行し、自動運転に必要な周辺環境のデータ収集・分析等により技術的課題を把握するほか、利用客の需要・ニーズの調査等を行った。今後、国の補助金を活用した自動運転の実証・実装を検討している。デジタル田園都市国家構想総合戦略で掲げられている「2025年度目途50か所程度、2027年度100か所以上で実現する」という国の目標達成に向け、国においても、自動運転の審査に必要な手続きや審査内容の明確化・円滑化の取組みを進めているところであるが、自動運転による地域交通を推進するためには、それら制度面の課題解決に向けた取組みをさらに進めていくとともに、十分な財政支援により運行主体の負担軽減を図ることが必要である。

2 行政のデジタル化に向けた支援

(デジタル庁、総務省)

要望項目

1. マイナンバーカードの健康保険証利用について、12月の健康保険証廃止が円滑に実施できるよう必要な措置を講じるとともに、マイナンバーカードについて、安全で安定的な運用環境の整備と引き続き普及に関する支援を行うこと。また、更新手続きのオンライン化等、市民・自治体の負担軽減を行うこと
2. 標準準拠システムの利用について、速やかに指定都市要件を含めた仕様を確定し自治体に情報提供を行うこと。また、標準準拠システムへの移行に対する補助金について十分な財政支援を行うとともに、移行困難システムとして2026年度以降に標準準拠システムに移行する際の補助金の取り扱いと移行期限についても特段の配慮を行うこと
3. 行政サービスのデジタル完結に向けた検討を加速し、自治体における業務をFull Digital化する事務処理手順の整理を進めるほか、行政からの処分通知や証明書等を利用する民間事業者等に対しても、デジタル化した処分通知等の受け入れや情報連携が円滑に行われるよう調整・働きかけを行うこと

- マイナンバーカードについては、健康保険証の一体化の円滑な実施のため、健康保険証等との紐づけの誤登録を防止する仕組みの構築など安全で安定的な運用環境の整備と、更なる普及促進支援が必要である。カードの交付や更新、マイナ保険証の利用申込や公金受取口座の登録・変更等の手続きに係る市民・自治体の負担軽減も図られる必要がある。
- 地方公共団体情報システム標準化基本方針において、標準準拠システムへの移行目標が「2025年度まで」と明記されたが、移行が困難なシステムについては所要の移行完了の期限を設定すると当該方針が改定された。現行の情報システムに係る契約を途中解約する場合には違約金も発生するため、それらの費用についても財政措置が必要である。デジタル基盤改革支援補助金は、移行に要する経費は全額補助対象とされているが、自治体規模に応じて補助基準額の上限が設けられ、移行経費全体を到底賄えるものではない。また、補助金の期限が2025年度となっており、それ以降に標準準拠システムに移行する経費補助の取り扱いに関する方針が示されていない。
- 各自治体が「書かない窓口」などの取組みを進めているが、これらは申請等の手続きの入口部分のデジタル化にとどまり、自治体内部の意思決定事務や処分通知・証明書等といった出口部分のデジタル化は進んでおらず、抜本的な業務効率化につ

ながっていない。国は、将来的には「従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮」できるような体制を目指す必要があると指摘しているが、「自治体 DX 全体手順書」等では、証明書発行等の出口部分の「デジタル完結」の具体的方法は明示されていない。また、デジタル化した処分通知等を民間事業者等が受け入れる環境の整備には、国主導の働きかけが必要である。

Ⅲ 防災環境都市づくりに向けた支援

1 災害文化の発信と継承

(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)

要望項目

1. 「仙台防災枠組」の進捗に係る本市独自の評価・分析の取組みを踏まえ、本市の取組みについての国内外への発信機会の確保や、枠組の推進に資する各地の防災力向上の取組みに対して、継続して支援すること
2. 「災害文化」を創造・発信するにあたり必要な財政的支援を行うとともに、3月11日を防災教育と災害伝承の日とすること
3. 東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的な研究拠点機能を強化すること

- 本市では、2015年に「第3回国連防災世界会議」が開催され、2030年までの国際的な防災の取組方針である「仙台防災枠組」が採択されたほか、隔年でスイスのGRFダボスと連携した国際会議「世界防災フォーラム」を東北大学等の地元関係団体とともに開催するなど、東日本大震災の教訓を生かし、世界に発信する防災環境都市づくりを進めてきた。
- 「仙台防災枠組」が折り返しの時期を迎える機会に、本市は枠組採択の地として、地方自治体レベルでの中間評価に取り組み、2023年5月には、米国・ニューヨークで開催された「仙台防災枠組実施状況の中間評価にかかる国連ハイレベル会合」において、成果を報告した。今後も「仙台防災枠組」を推進するため、防災関係国際会議等での本市の取組みの発信機会の確保や本市及び国内外の自治体の防災力向上の取組みの促進など、国の継続的な支援が必要である。
- 震災をはじめとする様々な災害の経験と教訓を生かし、各地の防災力向上に貢献する「災害文化（防災・減災の取組みをはじめとする、災害が起きても、それを乗り越える術を持った社会文化の呼称）」について、その創造を担う「中心部震災メモリアル拠点」整備に係る検討を進めており、また、東北大学等の研究機関や市民団体等の多様なステークホルダーと連携し、「災害文化」の発信事業と人材育成等に取り組んでいる。「災害文化」を創造し国内外に広く発信することは、世界各地の防災・減災の取組みへの貢献となるため、積極的な国の支援が不可欠である。
- 現在の国際的な防災指針である「仙台防災枠組」の実現に向けては、防災分野における国際的な知見の集積・発信の拠点であり続けることが重要であり、専門家や研究者が集い、活動する環境が必要である。震災後、東北大学には、災害科学国際

研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や「仙台防災枠組」のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。

2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援

(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、国土交通省)

要望項目

1. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の最終年度となる2025年度においても必要な財源を確実に措置すること。また、令和6年能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、財源を通常予算とは別枠で確保し確実に措置すること。さらに、大規模自然災害に即応するため、地方整備局等の体制の充実・強化に取り組むこと
2. 2025年度までとされている緊急防災・減災事業債の期限を延長するとともに、恒久化について検討を進めること
3. 地震・津波対策を着実に推進するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が示されたことで必要となる既存の津波避難施設の構造確認等に要する費用について、十分な財政措置を講じること。併せて、津波避難施設の確保促進のため、鉄骨造建物等の津波に対する安全性の確認を容易にする手法を整理すること
4. 老朽化した擁壁への被害の未然防止のための支援制度について更なる拡充を行うこと。併せて、自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のために所有者自らが行う応急対策の支援制度を構築すること
5. 「みなし仮設」について、迅速な救助が行えるよう、現物給付の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと
6. 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還については、自治体の国に対する償還期間を延長すること。併せて、債権回収に向けた取組みに係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置をすること
7. 震災からの心の復興に必要な事業について、今後も財源を確実に措置すること

- 国においては、激甚化・頻発化している気象災害や発生が予想されている巨大地震に備えるために、2021年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に重点的・集中的に取り組むこととされた。
- 本市においても、国が示している国土強靱化理念のもと、住民の安全・安心を守るために、道路や上下水道・河川施設、都市公園等の様々な重要インフラの機能強化や維持に引き続き取り組むこととしているが、確実な財源措置が課題である。
- また、令和6年能登半島地震などの災害状況を踏まえ、継続的に国土強靱化に取り組むためには、確実な財源措置と地方整備局等の体制の充実・強化が必要である。

- 東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための事業を対象とした「緊急防災・減災事業債」は、災害対応に必要な消防車両や耐震性防火水槽、消防団施設の整備等、本市のみならず全国の自治体における防災・減災対策の充実強化に対して大きな推進力となっている。
- 当該財政措置は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ2025年度まで延長されたが、全国各地で大規模な自然災害が発生し、今後も巨大地震の発生が懸念されることから、災害対応体制の強化を促進していく必要がある。
- 2022年5月に宮城県より津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が公表された。本市では、高さが不足する津波避難施設（避難の丘3箇所）において改修を行うほか、民間施設を含む既存建物を津波避難施設として活用していく方針としている。津波避難施設の構造確認においては、鉄骨造建物を簡易に確認する手法を国が示していないことや、構造計算等により詳細に確認を行う場合の費用が課題となる。
- 2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震など、近年頻発する自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のためには、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、多額の費用を要すること等が障害となり、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、迅速な対応にはつながっていない状況である。また、老朽化した擁壁に対して事前の対策工事を行うことは、より一層の防災・減災対策につながるものである。
- 民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設」については、災害救助の運用上、現物給付により行うこととされているため、入居手続きが煩雑なものとなっている。「みなし仮設」は、現在本市の応急仮設住宅の全てを占めるなど、今後の都市災害における標準的な対応になるものと考えられることから、現物給付の原則を見直し、家賃分の現金給付等による迅速な支援を可能にすることは、今後の災害に向けた我が国の備えとして重要である。
- 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している。こうした中、2024年6月より、借受人から本市への当初の約定償還期限が順次到来し以後急増していく状況である。
- また、債権の管理・回収にあたっては、長期間にわたり多大な人的・物的コスト

が生じることになるが、その経費は貸付利息の収入で賄うことになっている。しかしながら、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており、また、償還免除時には免除額の1/3の財政負担が自治体に生じる状況にある。

- 東日本大震災から13年が経過し、ハード面の整備については概ね終了したところであるが、被災者の心のケアについては、今後もなお継続した取り組みが必要である。例えば、災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、被災児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣など、被災者の生活再建に向けては、息の長い支援が必要である。
- これらの心の復興に向けた取り組みについては、国の被災者支援総合交付金等の補助制度等を活用しているが、これらの補助制度については、2025年度以降の予定が示されていない。

3 杜の都の豊かな環境の保全

(総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)

要望項目

1. 脱炭素先行地域における脱炭素化モデルの創出に向け、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）を最大限活用できるよう、国庫債務負担行為の設定、もしくは自治体による基金での運用を認めるなど、柔軟かつ自由度の高い交付金制度とすること。併せて、民間建築物のZEB改修について、延べ面積に関わらず、ZEB Readyも交付対象とすること
2. 公共施設のZEB化を推進するため、「脱炭素化推進事業債」について、ZEB化の対象事業に断熱工事を追加のうえ、事業期間を延長するとともに、「学校施設環境改善交付金」についても、断熱改修工事も考慮し上限額を見直すこと。併せて、学校施設をZEB改修する場合には、国庫補助を受けて整備した空調設備について、処分期限内であっても国庫補助の返還を求めない取り扱いとすること
3. 住宅の脱炭素化を促進するため、住宅の断熱基準について、地域の気候特性に応じたきめ細かなものとするよう見直すこと。また、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）のZEH住宅補助において年度をまたぐ申請を認める等、柔軟な活用ができるよう交付要件を見直すこと
4. 中小規模事業者の温室効果ガス排出削減を効果的に進めるため、国の補助制度への申請手続きを簡素化するとともに、予算を拡充すること
5. 指定避難所等に整備している太陽光発電システムの計画的な更新に対する財政支援を講じること
6. 製品プラスチックや使用済小型電子機器等の回収・リサイクル及び家庭用除湿器等の適正なフロン回収について、製造・販売事業者等が費用負担する仕組みを構築すること、また、構築されるまでの間についても十分な財政措置を行うこと

- 本市は2023年に脱炭素先行地域に選定され、対象エリアの電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを目指している。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業）は、事業計画に基づいて毎年度交付されるが、民間補助を中心とした本市の計画の場合、各需要家の状況により、計画通りの年度に交付金を執行できない場合がある。また、国の繰越予算が割り当てられた場合、翌年度に繰り越すことができず失効することとなり、エリア内の全ての需要家のCO₂排出実質ゼロの達成が困難となる可能性がある。
- 国の交付金事業は単年度で完了・実績報告を行う必要があるが、大規模なビルの場合、工事が複数年度にまたがるケースが多い。そのため、年度ごとに工事を分け

て、年度末に支払い・完了検査・交付金支給等の手続きが必要であることから、少なくとも2か月程度、工事の空白期間が生じ、工期の延長によるコストの増嵩につながってしまう。

- 本市の計画では、都心部における個人所有の中小テナントビルを対象とし、5件以上を目標にZEB改修を進めることとしている。しかし、現行の制度では民間ビルのZEB改修の場合、「延べ面積2,000㎡以上の建築物」および「延べ面積2,000㎡未満のZEB Ready」は交付対象外となっているため、全てのビルが交付対象外となる可能性が極めて高く、再エネ交付金を十分に活用することができない状況にある。
- 本市では、市有施設を新築（改築）又は大規模改修する際にはZEB化を図ることとしているが、「脱炭素化推進事業債」はZEB化に効果的な高断熱化が対象事業とされていないことに加え、本事業債による事業期間も2025年度までとなっている。
- 学校施設の大規模改修におけるZEB化については、その後の温室効果ガスの排出やランニングコストの削減を踏まえると、できるだけ早い時期でのZEB改修が効果的であるが、学校施設環境改善交付金（予防改修事業（20年以上40年目未満））では、断熱改修工事を考慮した上限額となっていない。
- また、本市においては2019年度より文部科学省の国庫補助を活用して学校教室への空調設備を導入しているが、ZEB化を図るうえでは空調設備の更新が必要であり、その場合、国庫補助の返還が発生するため、ZEB化実施に支障をきたしている。
- 住宅の脱炭素化に向けては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正により2025年に断熱基準の適合が義務化され、2030年までにはZEH基準へと断熱基準の引き上げが予定されているが、引き上げ後の基準値は、寒冷な本市と東京、鹿児島がすべて同じ値であり、それぞれの気候を踏まえておらず、カーボンニュートラルの実現に向けては十分なものとはなっていない状況である。
- また、本市においては地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用して断熱性能の高いZEH住宅の新築に対する補助を行っているが、単年度内で工事請負契約の締結から引き渡しを完了できる住宅のみが対象となっている。住宅の新築に係る契約は年間を通して行われるものであり、契約時期により引き渡しが次年度となる場合には補助対象とならないことから、当該補助金が活用されにくい状況となっている。
- 市域の温室効果ガス排出量の約6割を占める事業者からの排出削減を効果的・計画的に進めるため、「温室効果ガス削減アクションプログラム」を開始している。特に、市域内の9割以上を占める中小規模事業者の本制度への参加促進を図り、排出削減に取り組むことが重要であるため、中小規模事業者等に対して、省エネ・再

エネ設備や次世代自動車導入に対する補助を行っている。国補助も活用可能となれば、事業者の排出削減の取組みをさらに後押しできるが、現状の国の補助メニューは、手続きが非常に煩雑であり、申請事務に要するマンパワーの確保が難しい中小規模事業者にとっては、活用しにくいものとなっている。また、採択制が取られている国の補助制度においては、費用対効果が高い事業から予算の範囲内で採択されるため、中小規模事業者が採択されることが難しい。

- 国の基金等を活用し、平常時の二酸化炭素排出量削減と災害時の自立電源の確保を目的として、指定避難所等に防災対応型太陽光発電システムの設置を進めてきた。設置開始から10年以上が経過し、今後、多額の設備更新費用が見込まれるが、これに係る国の補助メニュー等がないため、計画的な更新が困難となるおそれがある。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市町村は製品プラスチックの分別収集及び再商品化に努めるよう規定し、その費用は市町村の負担とされている。製品プラスチックの分別収集及び再商品化に係る経費の一部は特別交付税が措置されているものの、従来から分別収集を行うプラスチック製容器包装の収集運搬や中間処理費用も含め、市町村の費用負担は非常に大きい。
- また、使用済小型電子機器等は、市民周知の広がりから回収量が増加傾向にあるが、昨今のプラスチック処理費高騰を受け、処分を逆有償で行っている状況であることから、自治体負担の増加が課題となっている。
- 家庭用の除湿器や冷水器等には、冷媒としてフロン類（代替フロンを含む）が使用されており、本市においては年間3,000台程度が市粗大ごみ処理施設に搬入されている。フロン類は二酸化炭素に比べて100～10,000倍以上の温室効果があり、少量が排出された場合であっても地球温暖化への影響が大きい。これらの機器はフロン排出抑制法や家電リサイクル法の対象外であり、廃棄時のフロン回収が所有者等に義務付けられていない。本市では、2022年9月にフロン含有の除湿器等の破碎処理を停止し、自らフロン類の回収処理に着手したが、費用負担は大きい。

IV 物価の高騰等による影響への支援

(内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省)

要望項目

1. 中小企業への資金繰りの支援等について、より一層の拡充及び延長を行い、既往債務の返済猶予等の条件変更については、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。また、物価高騰等に対応して中小企業の適切な賃上げが進むよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の生産性向上や高付加価値化等の収益向上に資する取組みへの支援を強化すること
2. 民間事業者を含む公共交通事業者に対し、引き続き、減収対策及び燃料価格等の高騰のため増嵩した費用のほか、路線維持や経営支援に向けた財政措置を講じること
3. 重点支援地方交付金について、地方自治体が継続的に物価高騰対策等を行うことができるよう、継続的に交付するとともに、財政力補正を廃止し、必要額を措置すること。また、引き続き市町村へ直接交付するとともに、用途の拡充や翌年度への繰り越しなど、柔軟かつ弾力的な運用に向けて検討すること
4. 長期化する物価高騰により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映すること

- 新型コロナウイルス感染症や物価の高騰等による地域経済全体の影響は非常に深刻であり、今後も長期的な下支えが必要と見込まれる。民間金融機関の資金繰り支援を受けるための中小企業信用保険法の認定について、本市は 2022 年度に 486 件、2023 年度に 509 件認定しており、引き続き資金繰りに苦しむ事業者が多い。原油価格の高騰等により事業者の資金需要が高止まりする見通しであり、返済に係る柔軟な対応が引き続き求められることから、金融機関に対する国からの継続的な働きかけが必要である。今般の物価高騰は賃金上昇を伴わないコストプッシュインフレによるもので、大企業と比べて原材料費高騰分を価格転嫁しにくい中小企業にとって、賃上げ原資確保も困難な状況である。中小企業が持続的な経営を行っていく上で、設備投資や IT ツールの導入などによる生産性向上の取組みや新商品開発などの高付加価値化への取組みなど、中小企業の成長を見据えた支援も重要である。
- 民間事業者を含む路線バス等の乗車料収入は、2023 年度もコロナ禍前の水準に至っておらず、未だに厳しい状況にある。一方で、公共交通機関を運行する際に必要な経費である、自動車燃料費や地下鉄動力費（電気料）は、例年と比較して増加しており、公共交通事業者の経営を圧迫している。また、タクシー事業者についても同様の傾向である。さらに、いわゆる 2024 年問題による運転手不足により、路線バスの維持が困難となっていることから、経営安定化に資する支援が必要である。

- 重点支援地方交付金について、これまで継続的に交付されてきたものの、多額の本市負担が生じているなど、本市への配分額は十分なものとはなっていない。人口や事業所が集積する大都市ほど対策に係る財政需要も大きい一方で、相対的に大都市への配分が少ない状況にあることから、財政力に関わらず必要かつ十分な支援を行うとともに、地域の実情に応じた施策を機動的に実施できるよう、使途の拡充や翌年度への繰り越しを可能とするなどの対応が求められる。また、今後も物価高騰対策に多額の経費が見込まれるため、引き続き支援が必要である。
- 原材料価格の上昇や輸入コストの増加、2024年問題等による人員不足等により、今後も、物価高騰の継続が懸念される中、保育所運営費等の物価高騰の影響を受ける国庫補助負担金の算定基礎において、物価の上昇分が十分に反映されていないものと考えられるため、時機を逃さずに適切に物価上昇分を反映させることが求められる。

V 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援

1 不登校対策の推進に向けた支援の充実

(文部科学省)

要望項目

1. 様々な課題を抱え、不登校となっている児童生徒や登校に不安や悩みを感じている児童生徒及び保護者に対する相談対応を担う本市のステーションの取組みや専門職等の配置に係る財政措置を講じること
2. フリースクール等で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援に向けた制度構築及び財政措置を講じること

- 不登校児童生徒への対応は、本市でも喫緊の課題であり、教員以外のスタッフや関係機関との連携も含め国における支援体制の一層の充実が求められる。本市では、個々の生徒の状況に応じ、きめ細かな支援を行うため、中学校に専任教諭を配置する在籍学級外教室「ステーション」を設置してきたが、2024年度は小学校にもステーションの配置を進めている。国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)においても、「居場所」の必要性や「学びの場」の確保や学べる環境を整え、一人一人に応じた多様な支援の必要性が述べられている。「ステーション」を拡充することで、専任の担任の配置による安心感を得ながら、学習や活動等に取り組むことができ、再登校率が向上する等一定の成果を上げているが、後補充に係る人件費や学習環境を整えるための施設整備等の課題がある。
- 教育機会確保法では、国が「教育機会の確保のために必要な経済的支援のあり方を検討し、必要な措置を講ずる」ものとされており、国において制度の研究と構築を進め、自治体での事業実施に向けた財政措置を講じることが必要である。「登校という結果のみを目標とすることなく」と「多様な学びの場の確保」との法の趣旨から、不登校児童生徒が民間のフリースクール等で学べる環境を整備している。国が学びの多様化学校の設置を進める中、本市では、民間の学びの多様化学校が開校し、利用する不登校児童生徒への経済的支援を求める声が多く上がっている。本市においても2024年度から、一定の条件を満たす場合、児童生徒がフリースクール等の学校外施設に通所する際の交通費の一部補助を行っているが、国においても更なる支援が必要である。

2 教職員体制の充実

(文部科学省)

要望項目

1. 多様化する教育課題に対応することに加え、教員の働きやすい環境づくりを図るため、教職員の各種加配定数を改善するとともに、育児休業者の代替に正規教員を充てた場合にも国庫負担の対象とするなど、国庫負担金の対象拡大を図ること
2. 教員が児童生徒一人一人に向き合える環境づくりを進めるため、中学校及び特別支援学級に係る学級編制標準の引き下げを図ること
3. 優れた教員を確保し、教育水準を維持向上していくため、教職調整額の見直しや、職務の負担に応じた手当への見直し、管理職手当の引き上げなど教員の処遇改善を図ること

- 子どもを取り巻く環境の変化とともに、GIGA スクール構想や新学習指導要領、いじめや不登校への対応など、教育課題や学校に求められる業務は多様化している。このような背景から、教員の負担は増加しており、本市では、校務の効率化や外部人材の活用等を進めているが、なお教員の時間外労働は高い水準となっている。様々な課題に対応しつつ、児童生徒に対し効果的な指導・支援を行っていくためには、教職員体制の更なる充実が求められる。
- 本市では、いじめ対応の中心を担う専任教諭等（180校）や前述の在籍学級外での不登校児童生徒等の個別支援を担う専任教諭（45校）など、教育課題に応じた人員体制の拡充を独自に進めてきたが、自主財源を活用した取組みには限界があり、政令加配の増加等、教職員定数の充実が必要である。また、心のケアをはじめとした児童生徒への十分な支援のため、養護教諭の配置基準の改善が必要である。
- 教員志望者の減少等を背景に、教員不足が全国的な課題であり、特に、育児休業者の代替教員の確保が極めて難しい。安定的な人員確保のため、育児休業者の代替に正規教員を充てた場合にも国庫負担の対象とするべきである。
- 本市では、独自の教員配置により中学校全学年で35人以下学級編制を実施しているが、義務教育に係る教員の給与等については国庫負担が原則であるため、自治体の取組状況も十分に踏まえながら、中学校における学級編制標準の早期引き下げを図る必要がある。特別支援学級についても、必要な支援・指導が複雑化・高度化する中で、小中学校の特別支援学級の学級編制標準は、1993年以降変更が無く1学級8人のままとなっており、実情を十分に踏まえ、学級編制標準の引き下げを図ることが必要である。
- 学校教育の成否は教員の力に大きく依るもので、教育水準の維持向上には、高い

資質能力を身につけた教員の安定的な確保が不可欠である。優秀な人材を確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くおそれがある。

- 労働基準法の定める時間外勤務手当が適用除外され、一律の教職調整額の支給に留まるなど、教員の処遇と勤務実態の乖離が教員志望者の減少の一因にあると指摘されており、現在の教員の勤務実態を踏まえた上で、教職調整額の見直しや職務の負担に応じた手当への見直し、管理職手当の引き上げなど実態に見合った処遇の見直しを行う必要がある。

3 子育て環境の充実

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

要望項目

1. 子どもに係る医療費の助成について、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な制度の創設・実施を目指すこと。併せて、学校給食費について全国一律の公費負担制度の創設と必要な財政措置を講じること
2. 産後ケア事業について、地域の実情を踏まえ、必要なサービス提供が可能となるよう配慮するとともに、制度改正による影響を踏まえて財政措置を拡充すること
3. 保育の質の向上のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充等により保育士確保策、保育士配置基準の継続的な見直し、地方自治体が独自に実施する保育士配置基準の改善に要する施策に対する財政支援措置を講じること、併せて、放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置の更なる拡充を行うこと
4. 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに生じた事務負担等に対する助成や実態に即した加算額の設定など、必要な財政措置を行うとともに、保育所等の利用者負担額について、地域間格差が生じることの無いよう、国において統一的な軽減策を講じること
5. 全国一律に実施される児童手当に要する経費は、本来国の責任において全額を負担すべきものであるため、地方負担を見直し、事務費を含めた所要の経費全額を国庫負担とすること
6. 夏季における児童の生活の場、遊び場としての環境を整えるため、児童館遊戯室へのエアコン整備について、補助対象を拡大するなど、財政措置の更なる拡充を行うこと
7. こども誰でも通園制度の実施にあたり、市民ニーズに対応できるよう利用時間について上限を設けずに実施するなど、柔軟な仕組みとすること、また、給付化にあたり十分な財政措置を講じること

- 子どもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が生じている。医療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、国と自治体が共同で検討体制を構築し、統一的な子ども医療費助成制度の創設・実施を目指すことが必要である。また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、学校給食費においても全国一律の公費負担制度を創設するとともに必要な財政措置を

講じるべきである。

- 産後ケア事業は、産後の母体の回復促進や育児不安の軽減など、安心して子育てを行うための有効な支援策である。国は段階的に、対象者の拡充及び利用者負担の軽減を導入するよう求めているが、本市の実情としては、利用人数、延べ日数ともに急増し、受け皿となる施設の不足が大きな課題であるとともに利用者数の増加は財政に過大な負担となっている。
- 国に対しては、全国的な産後ケアの実態を調査したうえで、増加し続ける利用ニーズに応えうる受け皿及び産後ケアの質の確保について体制整備の検討を求める。これに加え、2023年度に国から示された所得制限のない利用者負担軽減措置を導入した場合、更なる利用者増が見込まれ、財政負担を強いられることとなるため、国補助率の引き上げが必要である。
- 国は2024年4月に3歳児以上の保育士配置基準の改正を実施したが、1歳児の配置基準の見直しについては、2025年度以降とされている。一方で、保育士不足による職員の確保が困難な状況も続いており、人材確保が急務である。国が実施した処遇改善によっても、他の職種と比較して保育士等の給与水準は未だ低額である。
- 放課後児童支援員の処遇改善については、一定の財政支援が図られているが、未だ他の職種と比較すると給与水準は低い。全国共通の課題として国の責任において取り組むべきであり、子ども・子育て支援交付金等の処遇改善の取組みの継続と、更なる支援が必要である。
- 2019年に幼児教育・保育が無償化されたが、各施設において保護者からの認定申請の取りまとめなどが発生し、事務の煩雑化や事務量の増加につながっている。また、市内の認可保育所に対し、2019年度の副食費の実績について調査を行ったところ、約8割の園で、児童一人当たりの月平均額が4,500円を超え、約6割の園では5,000円を超えている。副食費徴収免除加算は2024年度より4,800円に増額されたが、副食費徴収免除対象者の副食にかかる費用と加算額との差は依然として園が負担している。また、保育所等の利用者負担額については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、各地方自治体が完全無償化や第2子以降の無償化など独自の軽減策を講じた結果、都市間競争を招き、保育所等の利用に対する費用負担に地域間格差が生じている。
- 子ども・子育て支援施策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな地方単独事業が組み合わせることが効果的であるため、児童手当の拡充のように、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において確実に確

保すべきである。

- 温暖化の影響により、エアコンが未設置である児童館遊戯室では、熱中症の危険性が高くなり、2023 年度は酷暑により遊戯室が使えない日が続き、児童の活動やスペースを制限せざるを得ないなどの課題が生じたため、遊戯室へのエアコン設置が急務となっている。遊戯室は高天井の構造となっており、設置工事に多額の費用を要することになるが、児童厚生施設の大規模修繕等に係る補助金の空調設備には要件が設けられており、壁掛け式や天井吊り下げ式などの後付け工事による設置では、その要件を満たすことが困難であるため、財政措置の更なる拡充が必要である。
- 2026 年度からのこども誰でも通園制度の本格実施に向けて、2024 年度は試行的事業として実施されるが、国から示されている利用者一人当たりの利用時間数の上限が月に 10 時間とされている。この時間数では、子どもの観点及び保護者の観点からみても、利用にあたって十分な時間とは言えないことから、利用時間の引き上げが求められている。また、実施にあたって事業者に対して支払われる費用は 1 時間あたり 850 円とされており、当該事業を実施するにあたって十分とは言えない。

4 福祉環境の充実

(内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省)

要望項目

1. 介護職員等の賃金については全産業と比較すると依然として水準が低く、離職率が高い状況にあることから、人材確保や定着に向けて、より適切な介護報酬を設定する等の更なる処遇改善を行うとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること
2. 住居確保給付金について、生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能させるため、収入要件や控除の見直しを行うこと
3. 困難を抱える女性の支援に要する経費について、引き続き財政支援の充実を図るとともに、継続事業の実施を含めた所要額を措置すること
4. 帯状疱疹ワクチンについて、科学的知見に基づき、有効性、安全性などを示し、早急に定期接種化を進めること
5. 新型コロナウイルスワクチンの定期接種に当たって、自己負担額や地方負担額に最大限配慮した国費による財政支援を継続して実施すること。また、ワクチンの安全性に関する情報について、国民・地方自治体へ情報提供を行うとともに、ワクチン接種による健康被害の申請に対し、迅速に対応すること

- 2024年度の介護報酬改定では、介護報酬の改定率が全体として1.59%引き上げられたところではあるが、介護職員等の賃金改善は全産業と比較すると依然として不十分な状況にあり、また離職率が高いことも課題となっている。
- 住居確保給付金については、収入認定基準の違いにより、生活保護制度においては要保護者となる一方で、給付金の支給要件に該当しない場合がある。生活困窮者自立支援マニュアルにおいては「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行う」とされているが、勤労収入がある者ほど、要保護者となりながら住居確保給付金が受けられず、生活再建の選択肢が生活保護のみとなってしまい、結果として生活保護制度が優先されていることとなる。
- 2022年度に本市が独自に実施した若年女性を対象とした実態調査からは、安心できる居場所の確保とアウトリーチ支援が、困難を抱える女性への支援として重要であることが明らかになった。本市ではどちらの事業も内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用し事業実施しているが、当該交付金は2026年3月末までの時限立法である女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき定められている。また、新規事業を優先して採択される旨が示されており、継続事業の安定した財源と

は言い難い。加えて、2024年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、地方自治体は民間団体の援助に努めるものとされており、援助に要する安定した財源が必要である。

- 近年、帯状疱疹の発症率は50歳以上で増加し、80歳になるまでに3人に1人が発症すると言われている。帯状疱疹ワクチン接種によって発症を予防することができるが、定期接種に位置づけられていないためワクチン接種費用は全額接種者が負担する必要がある。この点、国において定期接種化に向けた審議が行われているが、依然として具体的な計画が示されていない。
- 新型コロナウイルスワクチンについては、2024年度以降の定期接種下においても、ワクチン価格が高額な水準になる見込みのため、自己負担額や地方負担額を軽減する国費による財政支援が必要である。
- また、高齢者等が接種を受けるかどうか適切に判断するために、ワクチンの有効性及び安全性について、科学的な知見に基づいた正しい情報が分かりやすく提供される必要がある。併せて、健康被害救済制度について、申請を受け、国に進達してから認定されるまでに1年以上の期間を要する場合があります、被害者を迅速に救済するため速やかな審査及び認定手続きが必要である。

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

1 公共施設やサービスの持続的な提供

(総務省、文部科学省、国土交通省)

要望項目

1. 道路や上下水道施設等の老朽化したインフラ施設、学校などの公共建築物の計画的な維持管理・更新に対し、確実に柔軟な財政措置を講じること
2. 2026年度までとされている公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債について、庁舎等の公用施設を対象に含めるとともに、恒久的な措置とすること

- 道路や橋梁、上下水道施設などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、所要の財源の確保が大きな課題である。
- 学校などの公共建築物についても、児童生徒の教育環境改善のため、計画的な大規模改修や改築の実施、便器の洋式化などの時代に応じた機能改善を図る必要がある。国は公立学校施設の老朽化対策や防災機能強化を推進するため、2023年度補正予算にて予算化したところであるが、未だ交付金の改築単価と実勢単価の乖離が大きい事業があること、予算活用の制約が大きいことなど、事業遂行への影響が危惧される。
- 公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債は、2026年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要がある。事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しながら、継続的に取り組む必要がある。これらの取組みは公共施設のみならず庁舎等の公用施設でも重要だが、公用施設は当該地方債の対象に含まれていない。

2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

要望項目

1. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保し、物価高騰等に伴う財政需要についても、必要な財政措置を行うこと。また地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を適切に反映するとともに、特別交付税における財政力補正を見直すこと
2. 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引き上げ等により対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること
3. 新たな大都市制度（特別市）の早期創設により、多様な大都市制度の実現を図ること
4. 令和7年国勢調査の実施に向けて、民間事業者への委託拡大について検討を進めるとともに、配布する調査用品に不足が生じない設計とし、現場の実務を担う調査員及び市町村の負担を軽減すること。また、調査の円滑かつ適正な事務執行を図るため、十分な財源を措置し、実際に要した経費全額を市町村へ交付すること
5. インターネット投票の導入など、有効な投票行動に結びつく対策の検討を行うとともに、郵便等投票の対象者拡大や投票立会人の報酬額の増額など必要な措置を講ずること

- 地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。庁舎等の電気料金増嵩、資材単価をはじめとする物価高騰等に伴う財政需要や地方税等収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。個別の算定については、大都市特有の財政需要を反映することはもとより、基準財政需要額の算定において大都市に対する削減を行わないことや事業所税に係る算入額を引き上げることなどにより、適切に行う必要がある。
- また、特別交付税の算定において、大都市であるが故に生じている経費があるにも関わらず、財政力指数による割落としが講じられている項目がある。特に市場事業への繰出金は、通常は対象事業費の7割が措置されるどころ、本市の場合は1.5割に大きく減額されており、今後本市で市場の再整備を控える中で、現行の規定では財政上の影響が大きいいため、実態に即した算定方法に見直す必要がある。
- 2024年度地方財政計画において、臨時財政対策債が大幅に減額されたが、依然と

して地方交付税の法定率引き上げや臨時財政対策債の廃止は実現していない。臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きく、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、本市でも 2022 年度末時点の臨時財政対策債残高が一般会計市債残高の 3 割を超える状況であるなど、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。

- 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。しかしながら、現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたものであり、指定都市が直面する行政上・財政上の問題に十分に対応できる制度ではない。そのため、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図る必要がある。
- 次回の国勢調査は 2025 年であるが、複数の国政選挙及び地方選挙が予定され、業務量が過大になる見込みである。調査員の担い手不足など、調査環境は厳しさを増す一方で、民間事業者への委託は限定的であり、報酬にも制限があるため外部人材の活用が進まない。また、調査員が世帯へ配布する調査用品は、前年度の住民登録世帯数を基に国が算定する数が原則とされているため、数量が不足し、多くの調査員から追加交付を求められる実態があり、用品不足が生じない制度設計が必要である。本来国が全額負担すべき委託統計調査に要する費用は、当初交付分の金額で賄うことが原則であるが、職員の超過勤務手当や大規模調査における調査用品の仕分・配送及び廃棄にかかる経費が膨大なため、令和 2 年国勢調査では交付金が不足し市費負担が生じた。
- 投票率の低下、とりわけ若年層の投票率が全国的に低い状況となっていることを踏まえ、インターネット投票の導入など、有効な投票行動に結びつく対策の検討を行う必要がある。また、郵便等投票の対象者を拡大し、選挙権を行使したくてもできない人が、選挙権の行使を容易にできるよう法改正を実施する必要がある。加えて、投票立会人についても、なり手不足が課題となっており、従事した際の報酬額も低額であることから、適正な報酬額を支出することが可能となるよう財政措置が必要である。

